

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p style="text-align: right;">改正 平成17年 9月21日条例第10号 平成18年 9月26日条例第42号 <u>平成27年 月 日条例第 号</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本町が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する <u>情報</u></p>	<p style="text-align: right;">改正 平成17年 9月21日条例第10号 平成18年 9月26日条例第42号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本町が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する <u>情報</u></p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p><u>のうち特定個人情報に該当しないものを</u>を除く。</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関が保有している公文書(厚真町情報公開条例(平成13年条例第13号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p><u>(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7) 保有特定個人情報 実施機関が保有している公文書に記録されている特定個人情報をいう。</u></p>	<p>を除く。</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関が保有している公文書(厚真町情報公開条例(平成13年条例第13号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p><u>(8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。</u></p> <p><u>ア 個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの</u></p> <p>(9) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。 (事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個</p>	<p>(5) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。 (事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改 正 案			現 行 条 例		
<p>個人情報の保護に関する町の施策について協力しなければならない。 (出資法人等の責務)</p> <p>第5条 町が出資し、又は財政上の援助を行う法人その他の団体で実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (町民の責務)</p> <p>第6条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関しては相互に基本的人権を尊重し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。 (指定管理者に関する措置)</p> <p>第7条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって、保有個人情報を取り扱う場合については、第8条から第14条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>個人情報の保護に関する町の施策について協力しなければならない。 (出資法人等の責務)</p> <p>第5条 町が出資し、又は財政上の援助を行う法人その他の団体で実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (町民の責務)</p> <p>第6条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関しては相互に基本的人権を尊重し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。 (指定管理者に関する措置)</p> <p>第7条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって、保有個人情報を取り扱う場合については、第8条から第14条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第8条第2項第7号	実施機関	指定管理者を指定した実施	第8条第2項第7号	実施機関	指定管理者を指定した実施

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案			現行条例		
		機関(以下「指定実施機関」という。)			機関(以下「指定実施機関」という。)
第8条第3項	又は実施機関	又は指定実施機関	第8条第3項	又は実施機関	又は指定実施機関
第9条第1項各号列記以外の部分	備えなければ	指定実施機関に提出しなければ	第9条第1項各号列記以外の部分	備えなければ	指定実施機関に提出しなければ
第9条第1項第8号	実施機関	指定実施機関	第9条第1項第8号	実施機関	指定実施機関
第9条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ	第9条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第9条第3項	遅滞なく	指定実施機関を通じて、遅滞なく	第9条第3項	遅滞なく	指定実施機関を通じて、遅滞なく
第9条第4項	登録簿	指定実施機関を通じて、登録簿	第9条第4項	登録簿	指定実施機関を通じて、登録簿
<u>第9条の2</u>	<u>実施機関</u>	<u>指定実施機関</u>			
第10条第1項第4号	同一の実施機関	実施機関	第10条第1項第4号	同一の実施機関	実施機関
第10条第1項第5号	他の実施機関	指定実施機関	第10条第1項第5号	他の実施機関	指定実施機関
第10条第1項第6号	実施機関	指定実施機関	第10条第1項第6号	実施機関	指定実施機関
第10条第2項	当該実施機関以外	当該指定実施機関以外	第10条第2項	当該実施機関以外	当該指定実施機関以外
第10条第3項	実施機関以外	指定実施機関以外	第10条第3項	実施機関以外	指定実施機関以外
第11条第1項	実施機関以外	指定実施機関及び指定管理者以外	第11条第1項	実施機関以外	指定実施機関及び指定管理者以外

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案			現行条例		
	当該実施機関以外	当該指定実施機関及び当該指定管理者以外		当該実施機関以外	当該指定実施機関及び当該指定管理者以外
第11条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ	第11条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第14条第1項	実施機関以外	指定管理者以外	第14条第1項	実施機関以外	指定管理者以外
第14条第2項	実施機関	指定管理者	第14条第2項	実施機関	指定管理者
<p>2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第8条第2項第7号若しくは第3項、<u>第9条の2</u>、第10条第1項第6号又は第11条第2項の規定により既に審査会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審査会の意見を聴いたものとみなす。</p> <p>3 第1項に規定する場合における第15条から第17条まで、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで、第39条及び第41条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第8条第2項第7号若しくは第3項、第10条第1項第6号又は第11条第2項の規定により既に審査会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審査会の意見を聴いたものとみなす。</p> <p>3 第1項に規定する場合における第15条から第17条まで、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで、第39条及び第41条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第15条第1項	実施機関	指定実施機関	第15条第1項	実施機関	指定実施機関
	当該実施機関	当該指定実施機関の指定した指定管理者		当該実施機関	当該指定実施機関の指定した指定管理者
第16条	実施機関	指定実施機関	第16条	実施機関	指定実施機関
第17条(見出しを含)	実施機関	指定実施機関	第17条(見出しを含)	実施機関	指定実施機関

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案			現行条例		
む。)各号列記以外の部分	当該開示請求に係る保有個人情報	指定管理者から当該開示請求に係る保有個人情報の提供を受け、当該保有個人情報	む。)各号列記以外の部分	当該開示請求に係る保有個人情報	指定管理者から当該開示請求に係る保有個人情報の提供を受け、当該保有個人情報
第17条第4号イ	実施機関	指定管理者	第17条第4号イ	実施機関	指定管理者
第17条第6号	本町	本町若しくは指定管理者	第17条第6号	本町	本町若しくは指定管理者
	事業に	事業(指定管理者にあっては、本町の公の施設の管理に係るものに限る。)に		事業に	事業(指定管理者にあっては、本町の公の施設の管理に係るものに限る。)に
第17条第7号	本町	本町及び指定管理者	第17条第7号	本町	本町及び指定管理者
第27条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関	第27条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
第28条	実施機関	指定実施機関	第28条	実施機関	指定実施機関
第29条	訂正をしなければなら ない	訂正を指定管理者に行わせ なければならない	第29条	訂正をしなければなら ない	訂正を指定管理者に行わせ なければならない
第30条第2項	訂正をしたうえ	訂正を指定管理者に行わせ たうえ	第30条第2項	訂正をしたうえ	訂正を指定管理者に行わせ たうえ
第32条	訂正の実施をした	訂正を指定管理者に行わせ た	第32条	訂正の実施をした	訂正を指定管理者に行わせ た
	通知する	通知させる		通知する	通知させる
第33条第1項各号列	実施機関	指定実施機関	第33条第1項各号列	実施機関	指定実施機関

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改 正 案			現 行 条 例		
記以外の部分			記以外の部分		
第33条第1項第1号	第8条	第7条第1項において読み替えて準用する第8条	第33条第1項第1号	第8条	第7条第1項において読み替えて準用する第8条
	第10条第1項	第7条第1項において読み替えて準用する第10条第1項		第10条第1項	第7条第1項において読み替えて準用する第10条第1項
第33条第1項第2号	第10条第1項	第7条第1項において読み替えて準用する第10条第1項	第33条第1項第2号	第10条第1項	第7条第1項において読み替えて準用する第10条第1項
	第11条第1項	第7条第1項において読み替えて準用する第11条第1項		第11条第1項	第7条第1項において読み替えて準用する第11条第1項
第33条第2項各号列	実施機関	指定実施機関			
記以外の部分					
第33条第2項第1号	第8条	第7条第1項において読み替えて準用する第8条			
第34条第1項	実施機関	指定実施機関	第34条第1項	実施機関	指定実施機関
第35条	当該実施機関	指定管理者	第35条	当該実施機関	指定管理者
	しなければならない	指定管理者に行わせなければならない		しなければならない	指定管理者に行わせなければならない
	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる		利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
第36条第2項	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行	第36条第2項	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案			現行条例		
		わせる			わせる
	利用停止をしたうえ	利用停止を指定管理者に行 わせたうえ		利用停止をしたうえ	利用停止を指定管理者に行 わせたうえ
第39条第1項第3号	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせ る	第39条第1項第3号	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせ る
第39条第1項第4号	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行 わせる	第39条第1項第4号	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行 わせる
第39条第2項	に対し	並びに指定管理者に対し	第39条第2項	に対し	並びに指定管理者に対し
第41条	実施機関は、その	指定実施機関及び指定管理 者は、指定管理者が	第41条	実施機関は、その	指定実施機関及び指定管理 者は、指定管理者が
<p>(収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、取扱目的を明示し、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき収集するとき。</p>			<p>(収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、取扱目的を明示し、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき収集するとき。</p>		

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて収集するとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 第10条第1項ただし書の規定に基づき提供を受けて収集するとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年条例第15号)により設置された厚真町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、本人以外の者から収集することが公益上必要であると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教又は社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令等の規定に基づいて取り扱うとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて適正な事務若しくは事業の実施のため必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p>	<p>(3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて収集するとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 第10条第1項ただし書の規定に基づき提供を受けて収集するとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年条例第15号)により設置された厚真町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、本人以外の者から収集することが公益上必要であると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教又は社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令等の規定に基づいて取り扱うとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて適正な事務若しくは事業の実施のため必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要 (2) 個人情報取扱事務の目的 (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日 (5) 個人情報の対象者の範囲 (6) 個人情報の記録項目 (7) 個人情報の収集先 (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項 <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、登録簿を一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p><u>(特定個人情報保護評価)</u></p>	<p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要 (2) 個人情報取扱事務の目的 (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日 (5) 個人情報の対象者の範囲 (6) 個人情報の記録項目 (7) 個人情報の収集先 (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項 <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、登録簿を一般の縦覧に供しなければならない。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p><u>第9条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)</u></p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、<u>保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(4) 同一の実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(5) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、当該保有個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>(<u>利用</u>及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、<u>保有個人情報</u>を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(4) 同一の実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(5) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、当該保有個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(6) 実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認められるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p> <p><u>(保有特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。</u></p>	<p>(6) 実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認められるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p><u>2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を自ら利用する場合に準用する。</u></p> <p><u>3 第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</u></p> <p><u>4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</u></p> <p><u>(特定個人情報の提供の制限)</u></p> <p><u>第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(電子計算機処理の規制)</p> <p>第11条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)による保有個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の方法により保有個人情報の提供をしようとするときは、法令等に基づく場合を除き、あらかじめ審査会の意見を聴かな</p>	<p>(電子計算機処理の規制)</p> <p>第11条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)による保有個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の方法により保有個人情報の提供をしようとするときは、法令等に基づく場合を除き、あらかじめ審査会の意見を聴かな</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>なければならない。</p> <p>(適正な維持管理)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 保有個人情報を、その利用目的に即し、正確かつ最新のものとする事。</p> <p>(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。</p> <p>(3) 不要となった保有個人情報を速やかに廃棄又は消去すること。ただし、歴史的資料として保有することが適当と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(職員の守秘義務)</p> <p>第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た秘密(個人情報に係る秘密に限る。)を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(受託者における措置等)</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託す</p>	<p>なければならない。</p> <p>(適正な維持管理)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 保有個人情報を、その利用目的に即し、正確かつ最新のものとする事。</p> <p>(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。</p> <p>(3) 不要となった保有個人情報を速やかに廃棄又は消去すること。ただし、歴史的資料として保有することが適当と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(職員の守秘義務)</p> <p>第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た秘密(個人情報に係る秘密に限る。)を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(受託者における措置等)</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託す</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>るときは、当該契約において、委託を受けた個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)の受託者(その者から委託を受けた者(2以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。)を含む。)が、個人情報の保護に関してとるべき措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2 受託者は、その受託事務に係る個人情報の適正な管理について実施機関と同様の義務を負う。</p> <p>3 前条の規定は、受託事務に従事している者又は従事していた者について準用する。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第15条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者<u>若しくは</u>成年被後見人の<u>法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)</u>は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第16条 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の</p>	<p>るときは、当該契約において、委託を受けた個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)の受託者(その者から委託を受けた者(2以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。)を含む。)が、個人情報の保護に関してとるべき措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2 受託者は、その受託事務に係る個人情報の適正な管理について実施機関と同様の義務を負う。</p> <p>3 前条の規定は、受託事務に従事している者又は従事していた者について準用する。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第15条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者<u>又は</u>成年被後見人の<u>法定代理人</u>は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第16条 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求をしようとする当該保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、請求書の記載に不備があると認めたときは、開示請求者(前項ただし書の規定により請求書の提出を要しないと認められた者を含む。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその<u>代理人</u>であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(実施機関の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求をしようとする当該保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、請求書の記載に不備があると認めたときは、開示請求者(前項ただし書の規定により請求書の提出を要しないと認められた者を含む。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその<u>法定代理人</u>であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(実施機関の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(1) 法令等の規定により明らかに開示をすることができないとされている情報</p> <p>(2) 開示請求者(第15条第2項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等</p>	<p>(1) 法令等の規定により明らかに開示をすることができないとされている情報</p> <p>(2) 開示請求者(第15条第2項の規定により<u>未成年者又は成年後見人の法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>をいう。)又は公務員等であった場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は公務員等であった者の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>エ 法人その他の団体に属する個人の当該団体における職務又は地位に関する情報</p> <p>(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、人の生命、身体、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全確保と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p>をいう。)又は公務員等であった場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は公務員等であった者の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>エ 法人その他の団体に属する個人の当該団体における職務又は地位に関する情報</p> <p>(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、人の生命、身体、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全確保と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(6) 本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>(7) 本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情</p>	<p>(6) 本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>(7) 本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(部分開示)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要が</p>	<p>報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(部分開示)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要が</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>あると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第21条 実施機関は、第16条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示をする旨又は開示をしない旨の決定(以下「開示等の決定」という。)をしなければならない。ただし、同条第2項の規定による補正に要した日数は期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項の期間内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、開示請求者に対し、開示等の決定をすることができる時期及び期間を延長した個別事情に即した具体的な理由を、書面により速やかに通知しなければならない。</p>	<p>あると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第21条 実施機関は、第16条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示をする旨又は開示をしない旨の決定(以下「開示等の決定」という。)をしなければならない。ただし、同条第2項の規定による補正に要した日数は期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項の期間内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、開示請求者に対し、開示等の決定をすることができる時期及び期間を延長した個別事情に即した具体的な理由を、書面により速やかに通知しなければならない。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(保有個人情報の開示等の決定の通知)</p> <p>第22条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、開示請求者に対し、書面により速やかに通知しなければならない。ただし、請求書が提出された当日に開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報の開示をすることと決定した場合、決定の内容並びに当該保有個人情報を開示する日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないと決定した場合、決定の内容及びその決定に至った個別事情に即した具体的な理由を第1項の書面に記載しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該開示をしないことと決定した保有個人情報の全部又は一部について開示をすることが可能となる期日が明らかである場合は、その期日を第1項の書面に記載しなければならない。</p> <p>(開示等の決定の期限の特例)</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて開示</p>	<p>(保有個人情報の開示等の決定の通知)</p> <p>第22条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、開示請求者に対し、書面により速やかに通知しなければならない。ただし、請求書が提出された当日に開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報の開示をすることと決定した場合、決定の内容並びに当該保有個人情報を開示する日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないと決定した場合、決定の内容及びその決定に至った個別事情に即した具体的な理由を第1項の書面に記載しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該開示をしないことと決定した保有個人情報の全部又は一部について開示をすることが可能となる期日が明らかである場合は、その期日を第1項の書面に記載しなければならない。</p> <p>(開示等の決定の期限の特例)</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて開示</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示等の決定をする期限 (保有個人情報不存在の通知)</p> <p>第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に不存在である旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外の者(以下この条、第39条第2項及び第40条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与</p>	<p>等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示等の決定をする期限 (保有個人情報不存在の通知)</p> <p>第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に不存在である旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外の者(以下この条、第39条第2項及び第40条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項の開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第39条第1項及び第2項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の開示の実施)</p> <p>第26条 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はマイクロフィルム</p>	<p>えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項の開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第39条第1項及び第2項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の開示の実施)</p> <p>第26条 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はマイクロフィルム</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>ムについては閲覧又は写しの交付により、磁気テープその他規則で定めるものについては実施機関が定める方法により行う。</p> <p>2 開示請求者は、開示をすることと決定された保有個人情報の写しを郵送により交付するよう請求することができる。</p> <p>3 保有個人情報の開示は、開示をすることと決定された保有個人情報を保管している事務所の所在地において、実施機関が第22条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行う。ただし、開示請求者が保有個人情報の写しを郵送により交付するよう請求したときは、この限りでない。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の開示をする場合において、当該保有個人情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報による開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものにより開示することができる。</p> <p>5 第16条第3項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。 (訂正請求権)</p> <p>第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに<u>限る</u>。)の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む)。</p>	<p>ムについては閲覧又は写しの交付により、磁気テープその他規則で定めるものについては実施機関が定める方法により行う。</p> <p>2 開示請求者は、開示をすることと決定された保有個人情報の写しを郵送により交付するよう請求することができる。</p> <p>3 保有個人情報の開示は、開示をすることと決定された保有個人情報を保管している事務所の所在地において、実施機関が第22条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行う。ただし、開示請求者が保有個人情報の写しを郵送により交付するよう請求したときは、この限りでない。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の開示をする場合において、当該保有個人情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報による開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものにより開示することができる。</p> <p>5 第16条第3項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。 (訂正請求権)</p> <p>第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに<u>限る</u>。<u>第33条第1項において同じ</u>。)の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示等の決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示等の決定に係る保有個人情報であって、第42条第1項の当該法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 第15条第2項の規定は、前項に定める訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第28条 訂正請求をしようとする者(以下「訂正請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</p> <p>(3) 訂正を求める箇所及び内容</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p>	<p>正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示等の決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示等の決定に係る保有個人情報であって、第42条第1項の当該法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 第15条第2項の規定は、前項に定める訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第28条 訂正請求をしようとする者(以下「訂正請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</p> <p>(3) 訂正を求める箇所及び内容</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求の手續について準用する。</p> <p>3 訂正請求者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する決定等)</p> <p>第30条 実施機関は、第28条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に必要な調査を行い、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定(以下「訂正等の決定」という。)をしなければならない。ただし、同条第2項の規定による補正に要した日数は期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしたうえ、訂正請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の訂正をしない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、決定の内容及びその決定に至った個別事情に即した具体的</p>	<p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求の手續について準用する。</p> <p>3 訂正請求者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する決定等)</p> <p>第30条 実施機関は、第28条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に必要な調査を行い、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定(以下「訂正等の決定」という。)をしなければならない。ただし、同条第2項の規定による補正に要した日数は期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしたうえ、訂正請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の訂正をしない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、決定の内容及びその決定に至った個別事情に即した具体的</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>な理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第21条第2項及び第3項の規定は、訂正等の決定について準用する。 (訂正等の決定の期限の特例)</p> <p>第31条 実施機関は、訂正等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正等の決定をする期限 (保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正等の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p><u>(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。)</u> 当該保有個人情報の提供先</p> <p><u>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第</u></p>	<p>な理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第21条第2項及び第3項の規定は、訂正等の決定について準用する。 (訂正等の決定の期限の特例)</p> <p>第31条 実施機関は、訂正等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正等の決定をする期限 (保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正等の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p><u>2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u></p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第33条 何人も、自己を本人とする<u>保有個人情報(第27条第1項各号に掲げる保有個人情報(保有特定個人情報を除く。))に限る。以下この項において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を<u>請求</u>することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の<u>停止</u>に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第8条(第2項第7号を除く。)の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第10条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第12条第3号の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去</p> <p>(2) 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p><u>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に限る。以下この項において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有す</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第33条 何人も、自己を本人とする<u>保有個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を<u>請求(以下「利用停止請求」という。)</u>することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の<u>停止(以下「利用停止」という。)</u>に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第8条(第2項第7号を除く。)の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第10条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第12条第3号の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去</p> <p>(2) 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p><u>る実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</u> <u>ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に</u> <u>関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この</u> <u>限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得され</u> <u>たものでないとき、第8条第1項の規定に違反して保有されていると</u> <u>き、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20</u> <u>条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は</u> <u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに</u> <u>記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p><u>(2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定</u> <u>個人情報の提供の停止</u></p> <p><u>3 第15条第2項の規定は、前2項の規定による保有個人情報(情報提供等</u> <u>記録を除く。)の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止</u> <u>という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用す</u> <u>る。</u></p> <p><u>4 利用停止請求は、保有個人情報(情報提供等記録を除く。次条から第</u> <u>36条までにおいて同じ。)の開示を受けた日の翌日から起算して90日</u> <u>以内にしなければならない。</u> (利用停止請求の手續)</p>	<p>2 第15条第2項の規定は、<u>利用停止請求</u>について準用する。</p> <p>3 利用停止請求は、<u>保有個人情報</u>の開示を受けた日の翌日から起算して 90日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手續)</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>第34条 利用停止請求をしようとする者(以下「利用停止請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</p> <p>(3) 利用停止を求める箇所及び内容</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求の手続について準用する。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する決定等)</p>	<p>第34条 利用停止請求をしようとする者(以下「利用停止請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</p> <p>(3) 利用停止を求める箇所及び内容</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求の手続について準用する。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する決定等)</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>第36条 実施機関は、第34条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に必要な調査を行い、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止等の決定」という。)をしなければならない。ただし、同条第2項の規定による補正に要した日数は期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、決定の内容及びその決定に至った個別情報に即した具体的な理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第21条第2項及び第3項の規定は、利用停止等の決定について準用する。 (利用停止等の決定の期限の特例)</p> <p>第37条 実施機関は、利用停止等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第36条 実施機関は、第34条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に必要な調査を行い、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止等の決定」という。)をしなければならない。ただし、同条第2項の規定による補正に要した日数は期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、決定の内容及びその決定に至った個別情報に即した具体的な理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第21条第2項及び第3項の規定は、利用停止等の決定について準用する。 (利用停止等の決定の期限の特例)</p> <p>第37条 実施機関は、利用停止等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 利用停止等の決定をする期限 (費用の負担)</p> <p>第38条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧、視聴又は訂正若しくは停止に関する手数料については、無料とする。</p> <p>2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第39条 第21条第1項、第30条第1項又は第36条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その不服申立てを受理した日から14日以内に審査会に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。</p> <p>(1) 当該不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。</p>	<p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 利用停止等の決定をする期限 (費用の負担)</p> <p>第38条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧、視聴又は訂正若しくは停止に関する手数料については、無料とする。</p> <p>2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第39条 第21条第1項、第30条第1項又は第36条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その不服申立てを受理した日から14日以内に審査会に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。</p> <p>(1) 当該不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示等の決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第40条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示等の決定について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正等の決定(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</p> <p>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止等の決定(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関は、不服申立人、参加人、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者のうち開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)及び当該不服申立てに係る開示等の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)に対し、諮問した旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、審査会の答申を最大限度尊重し、答申を受けた日から14</p>	<p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示等の決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第40条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示等の決定について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正等の決定(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</p> <p>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止等の決定(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関は、不服申立人、参加人、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者のうち開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)及び当該不服申立てに係る開示等の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)に対し、諮問した旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、審査会の答申を最大限度尊重し、答申を受けた日から14</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>日以内に当該不服申立てに対する裁決又は決定をし、理由を付して前項に定める者に通知しなければならない。</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)</p> <p>第40条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示等の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示等の決定を変更し、当該開示等の決定に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第41条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱に関して苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第42条 法令等に、<u>保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)</u>の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。</p>	<p>日以内に当該不服申立てに対する裁決又は決定をし、理由を付して前項に定める者に通知しなければならない。</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)</p> <p>第40条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示等の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示等の決定を変更し、当該開示等の決定に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第41条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱に関して苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第42条 法令等に、<u>保有個人情報</u>の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>2 この条例の規定は、前項に規定するもののほか、図書館、資料館その他これらに類する町の施設において、町民の利用に供することを目的として、その手続が定められている<u>保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)</u>については、適用しない。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第43条 町長は、毎年、この条例の運用状況について議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う本町の公の施設の管理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し</p>	<p>2 この条例の規定は、前項に規定するもののほか、図書館、資料館その他これらに類する町の施設において、町民の利用に供することを目的として、その手続が定められている<u>保有個人情報</u>については、適用しない。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第43条 町長は、毎年、この条例の運用状況について議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う本町の公の施設の管理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>たときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、マイクロフィルム及び磁気テープ(磁気ディスク及び光磁気ディスクを含む。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第48条 前3条の規定は、町外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第49条 偽りその他不正の手段により、開示等の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に実施機関が保管している個人情報については、第7条の規定による手続を経たものとする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に実施機関で行われている個人情報取扱事務については、第8条第2項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やか</p>	<p>たときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、マイクロフィルム及び磁気テープ(磁気ディスク及び光磁気ディスクを含む。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第48条 前3条の規定は、町外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第49条 偽りその他不正の手段により、開示等の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に実施機関が保管している個人情報については、第7条の規定による手続を経たものとする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に実施機関で行われている個人情報取扱事務については、第8条第2項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やか</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
<p>に」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>附 則(平成17年9月21日条例第10号)</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年9月26日条例第42号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に改正前の厚真町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた請求、処分、手続その他の行為(是正の申出等の行為を除く。)は、改正後の厚真町個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の相当規定に基づいてされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。この場合における新条例第27条第3項及び第33条第3項の規定の適用については、これらの規定中「開示を受けた日の翌日」とあるのは、「平成19年4月1日」とする。</p> <p>3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第25条の規定によりされた是正の申出等であって、施行日において処理が終わっていないものについては、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、</p>	<p>に」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>附 則(平成17年9月21日条例第10号)</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年9月26日条例第42号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に改正前の厚真町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた請求、処分、手続その他の行為(是正の申出等の行為を除く。)は、改正後の厚真町個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の相当規定に基づいてされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。この場合における新条例第27条第3項及び第33条第3項の規定の適用については、これらの規定中「開示を受けた日の翌日」とあるのは、「平成19年4月1日」とする。</p> <p>3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第25条の規定によりされた是正の申出等であって、施行日において処理が終わっていないものについては、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、</p>

厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)の一部改正(案) 新旧対照表(下線部が改正箇所)

改正案	現行条例
町長が定める。	町長が定める。